取引方針

制定 2026 年 10 月 1 日

オリックス・ファシリティーズ株式会社

1. 方針

・オリックスグループは、お客さま、政府関係者、またはその他の第三者に対する、直接的または 間接的な賄賂、リベート、詐欺行為を含む腐敗行為を厳格に禁止しています。事業や政府の意思決 定に不適切な影響を及ぼす、またはそのような誤解を招く、不適切な金銭その他「何らかの価値 のあるもの」の授受を一切行いません。オリックスグループの利益、個人の利益、またはその他 の理由にかかわらず、役職員があらゆる詐欺行為を行うことを禁じています。

・弊社は、この基本方針のもと、取引先企業さまと健全で安定的なビジネス関係を築くため、弊社社員※1 に以下の事項を厳格に禁止しています。取引先企業の皆さまにも遵守へのご理解とご協力をお願い申し上げます。

「具体的な禁止事項」

1. 取引先企業さま※2 に、不正取引（実際の業務内容や取引対象と乖離した内容または条件に基づき行われる不適切な契約・取引）※3 を強要すること、またはこれに協力を求めること。
2. 社会通念の範囲※4 を超えて、取引先企業さまからゴルフ・酒食・旅行などの接待を受けること、または弊社社員がそのような接待を要求すること。
3. 取引先企業さまから金銭、商品券などを受け取ること。
4. 取引先企業さまが提供する役務その他のサービスまたは商品について、無償または市場価格を下回る不適切な条件で提供を受け、または購入すること。
5. 取引先企業さまの役職員に対して、人権侵害、差別、暴力行為、脅迫、ハラスメント（身体的威圧、精神的な攻撃、嫌がらせ）、その他の違法行為を行うこと。
6. オリックスグループにおける業務に支障をおよぼす兼業または他組織での活動を行うこと。
7. その他、名目や手段を問わず、取引先企業さまとの関係において弊社社員が不当な利益を得る、またはその疑念を招く一切の行為。（第三者を介した場合を含む）

※1 弊社社員：各項の禁止事項の実施者が２親等以内の親族または２親等以内の親族が経営する企業や運営する団体等であっても、弊社社員の行為とみなす場合があります。なお、２親等以外の親族や知人等でも本人と強い関係性があり、明らかに経済合理性が疑われる場合は、公正・公明・公平の観点から同様にみなすことがあります。

※2 取引先企業さま：その他の利害関係者（取引先企業さまの株主、実質的支配者、役職員の親族・知人、再委託先企業等、弊社との取引に関し利害関係を有する方すべて）を含みます。

※3 不正取引の例：架空契約、過大な金額による契約・請求、実際と異なる案件への費用計上等。

※4 社会通念の範囲：同じ取引先企業さまより、特段の理由もなく頻繁に接待を受けること。一回あたりの接待の金額が多額であること。「特段の懇親目的が認められない」場合において、社員個人の利益とみなされる場合は、社会通念の範囲を超えるものとして判断します。

２．取引先企業さま専用通報窓口

・弊社が実施する事業に関して、現在または過去に役務を提供しているまたは提供していた取引先企業さま（個人事業主さまを含みます）から、上記１項に定める禁止事項への違反またはその疑いに関するご通報を、この窓口にて受け付けいたします。
【取引先企業さま専用通報窓口】 https://www.daikyo.co.jp/helpline.html

・通報・相談内容は機密情報として扱われます。オリックスグループの全役職員は、行動指針に従い、通報者のプライバシーを保護するとともに、報復行為を禁止し、不利益な取り扱いは一切認めていません。

・匿名での通報・相談については、十分な事実確認や是正措置を行うことができず、また結果をご報告できないことがありますのでご承知おきください。

以上